

## 大津市企業局一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第1号）第93条の規定により準用する大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月2日

大津市公営企業管理者 南堀 弘

### 1 競争入札に付する事項

契約業務名	道路舗装復旧修繕単価基本契約
契約業務場所	大津市給水区域、ガス供給区域及び下水道排水区域内を（北部・中部・南部・東部）に4分割した各地域
契約業務期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約概要	単価契約（計30単価） 1m <sup>2</sup> 当たり24単価 ・車道本復旧（市道3・4・5号）・車道本復旧（市道6・7号）・車道本復旧（県道3号） ・車道本復旧（県道4号）・車道本復旧（県道5号）・車道本復旧（国道C交通） ・車道本復旧（国道D交通）・歩道本復旧（市道）・歩道本復旧（県道） ・歩道本復旧（国道）・歩道本復旧（透水性舗装1）・歩道本復旧（透水性舗装2） 以上の12種別における、施工規模10m <sup>2</sup> 未満と10m <sup>2</sup> 以上の2種類 1m当たり6単価 ・アスファルト舗装版切断（15cm以下） ・アスファルト舗装版切断（15cmを超え30cm以下） ・区画線溶融式設置（白：幅15cm／厚1.5mm） ・区画線溶融式設置（黄：幅15cm／厚1.5mm） ・区画線溶融式設置（緑青赤：幅15cm／厚1.5mm）・継目処理（シール材）
予定価格	落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
最低制限価格	設定有り
支払条件	毎月末又は隔月末に業務の完工確認後、毎月又は隔月払いとする。

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる全ての条件を満たし、かつ、本案件に係る参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

入札参加申請及び取扱業務	令和7年度において規則第15条第1項の規定による工事の請負契約に係る入札参加申請（以下「指名願」という。）を提出しており、指名願に記載した入札参加希望業種が「ほ装工事」であること。また、令和8年度においても、同様の申請を行っていること。
建設業の許可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づいた「舗装工事業」について建設業の許可を有している者であること。
所在地	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項による本店が大津市内に存すること。
業務実績	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（この公告の日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。）において、舗装についての総合評定値が700点以上であり、かつ、完成工事高の2年平均又は3年平均が3,000万円以上であること。
参加者の制限	複数地域について入札参加を希望することができるが、各地域とも1者を落札者（重複なし）とするため、これに決定した者は、以降の入札から除外する。
建設機械	次に掲げる建設機械で、稼動するものを入札日時点で保有している <sup>*</sup> こと。

保有条件	<p>※保有しているとは、自己所有又は2年以上の継続的かつ専属（車体番号が他社所有の車体番号と重複しないもの）の賃貸借契約（リース契約）を締結していることをいう。賃貸借契約（リース契約）は、実質保有と同等であることが必要であり、機械の借用が工事で使用する期間又は機械を使用した期間のみの代金を支払うような契約（レンタル契約）は対象にならない。また、賃貸借契約（リース契約）の場合は、契約期間に令和7年4月1日及び令和8年4月1日を含んだ契約であること。ただし、単年度契約で2年以上継続している場合は2年分でもよいものとする。なお、賃借料（リース料）の支払証明（提出時点から直近3か月分の領収書等）の写しを併せて提出すること。</p>		
	建設機械名	規格	保有の条件
	アスファルトフィニッシャー	舗装幅 1. 4 m以上	保有している※こと。
	マカダムローラー又は乗用型の振動ローラー	質量 2. 5 t以上	いずれか1機種以上保有している※こと。
	タイヤローラー	質量 8. 0 t以上	
モーターグレーダー	ブレード長 3. 1 m以上		

その他の要件	<p>(1) 本案件に係る公告日から入札執行日までの間に、大津市建設工事等指名停止基準又は大津市企業局建設工事等指名業者及び指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>(2) 施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。</p> <p>(4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。</p> <p>(5) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。</p> <p>ア:資本関係</p> <p>(ア)親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合</p> <p>(イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>(ウ)(ア)又は(イ)と同視し得る関係にあると認められる場合</p> <p>イ:人的関係</p> <p>(ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>a:株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>(b)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>(c)会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>(d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>b:会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>c:会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)</p> <p>d:組合の理事</p> <p>e:その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの</p> <p>(イ)一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第6</p>

	<p>4条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合</p> <p>(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>(エ)(ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合</p> <p>(6) 次のアからキまでのいずれの場合にも該当しないこと。</p> <p>ア:役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。</p> <p>イ:役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ウ:役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>エ:役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>オ:役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ:営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ:令和7年度及び令和6年度の道路舗装復旧修繕単価基本契約を締結したものにおいて、契約書に基づく契約不適合責任、解除権及び監督員からの改善、指示等を受けている者のなかで参加資格に適さないと本市が判断した場合。</p> <p>(7)市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。</p>
--	---

### 3 入札参加資格確認申請書類の提出について

提出書類  (参加が複数地域の場合も提出書類は1部)	<p>(1)一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書【様式1】※押印省略可</p> <p>(2)目録【様式2】※押印省略可</p> <p>(3)舗装用機械の保有状況調書【様式3】 建設機械の保有の形態に応じて、必要書類を添付すること。</p> <p>(4)経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（この公告の日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）</p>
受付期間	公告日から令和8年3月13日（金）（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
提出先	大津市企業局企業経営部お客様設備課（大津市役所 新館5階）
提出方法	【様式1】から順に左縦中央に2穴通しの紐綴をし、お客様設備課に持参すること。
<p>(1)提出書類の様式は、大津市企業局ホームページの当該公告のページからダウンロードして取得すること。</p> <p>(2)書類作成に係る費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(3)受付期間後の書類の差替え及び再提出は認めない。</p> <p>(4)提出された書類は返却しない。</p>	

### 4 入札参加資格の審査及び通知

<p><u>入札参加資格が「なし」と決定した者についてのみ</u>、令和8年3月16日（月）までに【様式1】に記載のメールアドレス宛にその旨通知する。（参加資格のある者に対しての通知は行わない。）</p>
--

5 入札者の資格喪失

開札期日までに次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

- |  |
|--|
| (1) 2 競争入札に参加する者に必要な資格に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。      |
| (2) 仮差押、仮処分、競売の申立てがなされたとき。                         |
| (3) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。       |
| (4) 本件を履行することが困難になると認められる事由が発生したとき。                |
| (5) その他、不正又は不誠実な行為をし、本市発注の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 |

6 契約条項の閲覧

閲覧場所	大津市企業局企業経営部お客様設備課（大津市役所 新館5階）
閲覧期間	公告日から令和8年3月26日（木）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

7 入札の日時等

開札日時	令和8年3月26日（木） 北部：午後1時10分 中部：午後1時40分 南部：午後2時00分 東部：午後2時20分
開札場所	大津市御陵町3番1号 大津市役所新館5階253会議室
入札方法	郵便入札（ <b>一般書留又は簡易書留</b> ）
入札書類	入札書【様式4】、見積内訳表【様式5】 ※日付は両方とも開札日とする。
到達期限	令和8年3月25日（水）正午まで（必着）
提出先	〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市企業局企業経営部お客様設備課長 宛 <u>※封筒の記入方法等は「郵便入札送付用封筒記載例」【別記1】のとおり封筒表面に（〇〇地域）と、地域名を記入すること。</u>
入札書	(1) 各地域専用の入札書【様式4】を使用すること。 (2) 住所、商号、代表者職氏名を記入し、建設工事入札参加申請(指名願)で提出している『使用印鑑届』の印鑑を押印すること。「商号印(法人印)」及び「代表者印」の2つを届け出している場合は、 <b>両方</b> を押印すること。押印もれ、印影不明瞭の場合は「無効」とする。 (3) 入札書に記載する金額は、見積内訳表【様式5】の10m <sup>2</sup> 未満の欄において各工種1m <sup>2</sup> 当たりの金額、10m <sup>2</sup> 以上の欄において各工種1m <sup>2</sup> 当たりの金額及びアスファルト舗装版切断・区画線溶融式設置・継目処理1m当たりの単価の合計額とし、記載すること。 (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (5) <u>入札書のくじ番号欄に3桁以内の任意の値を記入すること。</u> なお、「くじ番号」欄に3桁の任意の値が記載されていない場合は、「000（ゼロゼロゼロ）」を割り当てる。 <u>※入札書の記入方法等は「入札書記載例」【別記2】のとおり</u>
見積内訳表	(1) 【様式5】を使用すること。 (2) 消費税額及び地方消費税額を含まない金額を記載し、入札書の入札金額と見積内訳表の合計金額を一致させること。
入札保証金	規則第5条による。
契約保証金	規則第24条による。
入札の不成立	【様式1】を提出する者がいない場合又は入札参加希望者の中に参加資格を有すると認められる者がいない場合は、当該入札は不成立とする。

入札回数	3回までとする。
再度入札	<p>(1)初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨を入札参加者へ連絡する。</p> <p>(2)当該地域の入札について入札を辞退した者、入札が無効となった者、最低制限価格を下回り失格となった者及び別地域にて落札者となった者は、当該地域の再度入札に参加することができない。</p> <p>(3)入札は令和8年3月30日（月）午後から大津市役所新館5階253会議室で行う。</p> <p>(4)入札方法は対面式の会場入札とする。</p> <p>(5)詳細については、令和8年3月27日（金）までに【様式1】に記載のメールアドレス宛に通知する。（参加資格のない者に対しての通知は行わない。）</p>
契約種別	単価契約とする。各契約単価については、入札にて決定した落札率を各種別ごとの設計単価に乗じて得た額により決定する。
支払条件	発注書により随時発注し、毎月末又は隔月末に完工分を支払う。完工分について適正な請求を受けた日から40日以内に支払う。
落札者の決定方法	<p>(1)落札者は、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、各地域とも1者を落札者（重複なし）とするため、これに決定した者は、以降の入札から除外する。</p> <p>(2)開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより決定する。</p>
質問及び回答	<p>(1)疑義等がある場合には、令和8年3月9日（月）正午までに質問書【様式6】を電子メールで送信すること。（質問がない場合は提出不要）</p> <p>なお、質問を送信した場合は、お客様設備課にメール送信した旨を電話連絡すること。</p> <p>ア 送信先 大津市企業局企業経営部お客様設備課</p> <p>イ 送信先アドレス otsu2804@city.otsu.lg.jp</p> <p>ウ 電話番号 077-528-2605</p> <p>(2)令和8年3月10日（火）までに、大津市企業局ホームページ上（ホーム＞企業局＞入札・契約情報＞入札に関する質問・回答）において回答する。入札書等送付前に必ずホームページにて質問回答の有無を確認すること。ただし、申請者の権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがある場合については、当該質問者にのみ回答する。</p>
開札の立会	<p>(1)立会いを希望する場合は、開札立会申請書【様式7】を令和8年3月25日（水）正午までに大津市企業局企業経営部お客様設備課へ電子メールにて送信しなければならない。電子メールを送信した場合は、お客様設備課にメール送信した旨を電話連絡すること。</p> <p>(2)本入札に参加した者又は開札の立会いに関する委任を受けた代理人（本入札に関係のない者は不可）は、当該開札に立会うことができる。なお、代理人については、開札の立会いに関する委任状【様式8】を持参すること。ただし、その者がいない時は、当該入札事務に関係のない本市企業局職員が立会うものとする。</p>
注意事項	<p>(1)入札書の提出は郵送（一般書留又は簡易書留）にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。大津市役所内郵便局留扱いで到達期限までに到着するように郵送すること。なお、上記以外の方法により郵送した場合は、到達期限までに入札書が到達しても「無効」とする。</p> <p>(2)複数地域について入札を希望する場合、一つにまとめて同封することは認めない。地域ごとに入札書及び見積内訳表を封筒に入れ、郵送すること。なお、郵送に使用する封筒は任意のものとする。</p> <p>(3)入札者は、本市に到達した入札書類の書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p> <p>(4)郵便事故等については入札者のリスク負担とする。</p> <p>(5)入札結果は、大津市企業局ホームページに掲載する。なお、落札者には別途本市から連絡を行う。</p>

(6)本業務の予算について、議会の議決が得られなかった場合は入札を中止する。

## 8 入札無効の要件

- (1)入札に参加する資格のない者がした入札
- (2)鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (3)入札金額を訂正した入札
- (4)入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (5)入札に際し、不正の行為があったとき。
- (6)入札書【様式4】の入札金額と見積内訳表【様式5】の合計金額が不一致のとき
- (7)入札書記載の金額、氏名、印影等入札要件の記載が不明確な入札
- (8)同一の入札参加者が同一地域に2通以上の入札書を提出した入札
- (9)1枚の封筒の中に、複数の地域の入札書を提出した入札
- (10)直接担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札、期限までに到達しなかった入札
- (11)大津市役所内郵便局においてお客様設備課宛局留分として引渡しがなされなかった入札
- (12)その他入札に関する条件に違反した入札

## 9 入札の辞退

開札執行までは入札辞退を認めるものとする。この場合、任意の様式による入札辞退届を提出すること。

## 10 注意事項

- (1)落札者決定後、契約締結までの間に当該落札者が入札者の資格喪失に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (2)天災その他やむを得ない理由により入札を行うことができないとき又は市の都合等により入札を行うことができないときは、これを延期又は中止する。この場合において、入札参加者が損失を受けても市は補償の責を負わない。

## 11 その他必要な事項

この公告に記載のない事項は、規則及び入札心得による。

## 12 問い合わせ先

大津市御陵町3番1号

大津市企業局企業経営部お客様設備課

電話番号077(528)2605